

## 1. 地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画について

- (1) 地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に基づき、国有林野の管理経営に関する基本計画に即して、国有林の地域別の森林計画との調和を図りつつ、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業総量等を定める計画で、計画期間は5年間。
- (2) 国有林野施業実施計画は、国有林の地域別の森林計画及び地域管理経営計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の箇所ごとの伐採、更新（造林）、林道整備、治山事業等を定める計画で、計画期間は5年間。
- (3) 四国森林管理局管内の12の森林計画区のうち、香川森林計画区（香川県）及び今治松山森林計画区（愛媛県松山市等）に係る上記計画は、令和7年度末に5年が経過するため、新たに策定（次期計画期間は令和8年4月1日～令和13年3月31日）。
- (4) また、今回策定する2つの森林計画区を除く7つの森林計画区の地域管理経営計画及び8つの森林計画区の国有林野施業実施計画について、伐採量等の変更を実施。

## 2. 香川及び今治松山森林計画区の地域管理経営計画・国有林野施業実施計画の主なポイント

- (1) 現行計画の実行結果（令和3年度～令和7年度）（主なもの）

## ○ 現行計画の実行結果

		香川			今治松山		
		計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
伐採	主伐（千m <sup>3</sup> ）	81.1	45.5	56%	17.8	3.2	18%
	間伐（千m <sup>3</sup> ）	104.4	27.0	26%	59.6	7.0	12%
更新	人工造林（ha）	156	90	58%	21	-	0%
保育	下刈（ha）	282	198	70%	40	-	0%
	つる切（ha）	2	-	0%	0	-	0%
	除伐（ha）	26	-	0%	4	-	0%
林道	開設（m）	2,150	600	28%	4,100	620	15%
	改良（m）	7,100	1,101	16%	2,200	128	6%

## ① 伐採

香川森林計画区は、一部の分収林で契約の延長により伐採を見合せたこと、両森林計画区ともに、経済性等の条件が合わず入札不調となったこと等から、計画量を下回る結果となった。

## ② 更新

両森林計画区ともに、主伐の実行減に伴い期間内に植栽を行う箇所が少なくなったことから、計画量を下回る結果となった。

## ③ 保育

香川森林計画区は、更新が少なかったこと、保育作業の省力化に積極的に取り組んだこと等から、今治松山計画区は、期間内に植栽を行わなかったことから計画量を下回る結果となった。

#### ④ 林道

開設又は改良は、森林整備事業の実施状況を踏まえ、既設林道の活用及び優先度の高い路線を実行したことから、計画量を下回る結果となった。

### (2) 次期計画の内容（令和8年度～令和12年度）（主なもの）

#### ○ 計画量

		香川			今治松山		
		次期	現行	次期/現行	次期	現行	次期/現行
伐採	主伐（千m <sup>3</sup> ）	87.0	81.1	107%	18.2	17.8	102%
	間伐（千m <sup>3</sup> ）	106.2	104.4	102%	60.3	59.6	101%
更新	人工造林（ha）	166	156	106%	18	21	86%
保育	下刈（ha）	440	282	156%	33	40	83%
	つる切（ha）	6	2	300%	-	0	-
	除伐（ha）	52	26	200%	1	4	25%
林道	開設（m）	900	2,150	42%	500	4,100	12%
	改良（m）	920	7,100	13%	50	2,200	2%
治山	保安施設（箇所）	11	18	61%	7	4	175%

#### ① 伐採

香川森林計画区は、現行計画と比較して主伐や間伐の適期林分が多くなったことから、主伐・間伐ともに増え、全体量としても増。

今治松山森林計画区は、主伐・間伐ともに現行計画並み。

#### ② 更新

香川森林計画区は、主伐量が増えることに伴い更新量は増。

今治森林計画区は、主伐量が増えるものの更新量は減。これは、主伐面積のうち複層伐について、現行計画では伐採区域と保残区域を合わせて更新面積として算定していたが、次期計画では伐採区域の実面積から算定することから面積は減。

なお、両森林計画区において主伐後は更新を確実に実施。

#### ③ 保育

下刈については、香川森林計画区は、次期計画の更新量の増及び現行計画期間内における更新箇所からの実施予定を踏まえ増。

今治松山森林計画区は、更新量が次期計画において減となったことから減。

なお、両計画区において下刈の省力化に取り組む。

つる切、除伐については、両森林計画区において必要な箇所で実施。

#### ④ 林道

両森林計画区ともに、開設は、災害の復旧状況や森林資源状況を踏まえ、伐採予定箇所を中心に計画。改良は、伐採や造林等の森林整備事業の実施箇所を踏まえ計画。

#### ⑤ 治山

近年の豪雨災害等の被災箇所、災害の危険性の高い箇所等を中心に計画。

### 3. その他

#### 機能類型の変更

国有林野において林地保全に配慮した森林施業を推進するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域等の上流に該当する森林の機能類型が水源涵養タイプの場合は、山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）へ変更。

○ 機能類型別面積の変更

機能類型	香川				今治松山			
	次期		現行		次期		現行	
	(ha)	割合	(ha)	割合	(ha)	割合	(ha)	割合
山地災害	2,255	30%	633	8%	1,088	44%	719	29%
自然維持	34	0%	34	0%	—	—	—	—
森林空間利用	684	9%	684	9%	262	10%	262	10%
水源涵養	4,553	61%	6,175	82%	1,162	46%	1,531	61%
計	7,526	100%	7,526	100%	2,513	100%	2,513	100%

4. その他の森林計画区の計画変更のポイント

(1) 多様な森林づくりの推進のため施業群の見直し。

【吉野川、南予、四万十川】

(2) 林分状況等を踏まえ、主伐量・更新量・保育量を変更。

【吉野川、那賀・海部川、南予、嶺北仁淀、四万十川、安芸】

(3) 密度調整が必要な林分の見直し等により、間伐量を変更。

【吉野川、那賀・海部川、中予山岳、南予、四万十川、安芸】

(4) 災害復旧等のため、治山事業実施箇所等を追加。

【南予、嶺北仁淀、高知】

○ 変更計画の内容（主なもの）

項目		計画区	変更計画		現行計画	変更/現行
施業群の見直し (ha)		吉野川	複層	+3	ス分散	-3
		南予	ス長伐	+5	ス分散	-5
四万十川	ヒ長伐	+195	ヒ分散	-203		
	ヒ長複	+8				
伐採量	主伐 (千m <sup>3</sup> )	吉野川		57.9	59.6	97%
		那賀・海部川		18.1	17.9	101%
		南予		54.9	54.6	101%
		嶺北仁淀		298.5	298.5	100%
		四万十川		606.1	613.1	99%
		安芸		173.5	166.6	104%
	間伐 (千m <sup>3</sup> )	吉野川		93.0	92.2	101%
		那賀・海部川		50.7	50.9	100%
		中予山岳		140.4	140.5	100%
		南予		313.9	314.0	100%
		四万十川		1,047.9	1,040.9	101%
		安芸		652.0	659.3	99%
更新	人工造林 (ha)	吉野川		69	75	92%
		南予		134	148	91%
		嶺北仁淀		360	360	100%
		四万十川		1,111	1,182	94%
		安芸		288	299	96%
保育	下刈 (ha)	安芸		817	819	100%
治山	保全施設 (箇所)	南予		10	9	111%
		嶺北仁淀		28	27	104%
		高知		8	8	100%